

近年の少子高齢化と人口

と、全市町村まで増加してこの過疎地域で、その研究の一つ論じたい。

村の半数以上に借金はあるが、実質的にいる。今回は自己負担3割で過疎対策事業を実施できる。過疎債権の発行計画額は増加を続けており、今年度には520億円に達している。過疎

合(高齢化率)は2019年度において28.4%に達している。同様に人口は10年連続で減少しており、減少率は過去最大の0.22%となっている。人口減少は特に郊外で深刻であり、三

大都市圏を除く地方圏に限れば、人口減少率は2・1%に達している。こうした人口減少に関連して、国は過疎地域となった自治体に対して援助策を実施してき

過疎政策の現状と研究課題

うに、との目的からである。
税制優遇についても、都市部に比べて条件不利な過疎地域に立地する企業への配慮から、設備投資に関する減税・償却特例などが実施されてい

債を利用できる過疎な事業の自由度は比較的広く、例えば地場産業や観光など、の産業振興、保育所や消防、教育施設などの公共施設改整備、道路や橋の整備などに利用できる。このような措置により、過疎地域は若年世代や労働世代を呼び込む・維持することができるのだろうか。

人口動態への 影響からの観点

にある。今年度には国によつて新たに65団体が過疎地域に指定され、過疎地域を含む市町村の数は885

愛知淑徳大学
ビジネス学部講師
鈴木 崇文

すずき。たかふみ 財政・公共
経済学。東京大学大学院経済学研
究科修了。博士（経済学）。19
90年生まれ。

ために実施する各種事業に利用することができる地方債で、形式的には自治体にとっての借金である。しかし、発行した過疎債の元利償還金については、70%が後年度に地方交付税という形で、国から自治体に補助金として補てんされる仕組みとなっている。つまり、

また、人口動態への影響を分析したところ、勤労世代である生産年齢人口比率についても一時的だが増加していた。しかし、基本的に増加は過疎地域の中でも高齢化率が低い地域で起きており、高い地域は増加していなかった。高齢化率の高い地域ほどより過疎債を発行し、歳出を増加させていたが、人口動態という観点から、自治体への過疎対策政策は効果が上がっていないようである。このメカニズムについては、より詳細に踏み込んだ分析が必要だと考えている。